

浦安市市民活動補助金の交付に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月29日

浦安市長

浦安市規則第 号

浦安市市民活動補助金の交付に関する規則の一部を改正する規則

浦安市市民活動補助金の交付に関する規則（平成14年規則第29号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (3) 活性化事業 市民活動のうち、活動期間が1年以上の団体が主体性を持って行う公益性の高い事業であって、市長が別に定めるところにより採択したものをいう。

第3条中「自立促進事業」の次に「及び活性化事業」を加える。

第4条各号列記以外の部分中「団体は」の次に「、自立促進事業にあつては構成員が5人以上、活性化事業にあつては構成員が10人以上であつて」を加える。

第6条第1項第2号を次のように改める。

- (2) 活性化事業 257,000円以内の額

第6条第2項第2号を次のように改める。

- (2) 活性化事業 1団体につき3回

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。